

第5章 良好な景観形成のためのその他の方針

5-1 屋外広告物の表示に関する方針

屋外広告物は、景観形成に影響を与える要素の一つです。良好な景観の形成を図るためには、屋外広告物の規模、位置、色彩や耐久性などについて、周辺の景観との調和に配慮した適正な誘導が必要となります。

このため、いしかわ景観総合条例に基づく屋外広告物の規制誘導と連携しながら、本市の地域特性に応じた屋外広告物に関するルールづくりに向けた取り組みを検討します。

5-2 景観上重要な河川・道路・公園などの公共施設

(景観重要公共施設※)の指定及び整備の方針

(1) 景観上重要な河川・道路・公園などの公共施設(景観重要公共施設)の指定の方針

本市の良好な景観形成に重要な要素となるシンボルロードや河川、都市公園など地域の顔となる公共施設を「景観上重要な河川・道路・公園などの公共施設(景観重要公共施設)」に位置付けます。今後は、公共施設管理者などと協議を行い、指定について検討し、良好な景観形成を図ります。

(2) 景観上重要な河川・道路・公園などの公共施設(景観重要公共施設)の整備の方針

景観上重要な河川・道路・公園などの公共施設(景観重要公共施設)の整備にあたっては、本計画の景観づくりの基本的な考え方などを踏まえ、行為の制限に関する事項を遵守するとともに、地域の自然、歴史、文化、生活などの特性や周辺のまちなみとの調和に配慮します。

また、道路など連続性が求められる公共施設で、整備時期や工区、管理者が異なる場合などは、統一感が感じられるよう「つなぎ目」の処理に十分配慮するとともに、周辺の景観や公共施設との調和を図ります。



再整備が計画される松任城址公園

※景観重要公共施設

景観法に規定されたもので、景観計画区域内の道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等の公共施設のうち、良好な景観の形成に重要なものとして定められた公共施設のことです。公共施設管理者の協議・同意を得て指定されます。

5-3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合させつつ、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域、その区域内における土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業の近代化のための施設の整備に関する事項について一体的に定めるものです。

本市の田園や段々畑などの美しい景観を維持保全するため、景観農業振興地域整備計画を策定する際は、本計画の景観づくりの基本的な考え方などを遵守し策定するものとします。